

プロスポーツチームの活用による経済・社会価値創出事業業務委託 仕様書

1 業務名

プロスポーツチームの活用による経済・社会価値創出事業業務委託

2 業務の目的

当市では、第三次長野市スポーツ推進計画に基づき、「スポーツを軸としたまちづくり」を推進しているところであるが、少子高齢化やインフラの老朽化をはじめとしたさまざまな課題が深刻化している。課題の一つとして、市内には、1998年に開催されたオリンピック・パラリンピック冬季競技大会で使用された各スポーツ施設が長野駅から車で30分圏内と比較的コンパクトなエリアの中に点在しているほか、4つの地域密着型プロスポーツチームが、市と共に「ホームタウンNAGANOまちづくり連携推進ビジョン」を共通の目標として各施策に取り組んでいるところであるが、それらの価値を十分に生かし切れていないことが挙げられる。

このような状況の中、地域の課題を解決しつつ、当市の経済活性化を推進していくためには、オリンピック開催都市として当市が大きな強みを持つスポーツを軸に他分野とも連携させながら、成長産業・基幹産業化に向けて、中長期的な視点から戦略的に取り組むことが必要かつ有効であると考えられる。

また、今後の政策展開として、「長野市の強みを活かした未来への投資」を掲げ、長野オリンピック・パラリンピックのDNAや有形・無形のレガシーを未来に継承し、開催都市ならではのまちづくり（世界屈指のスポーツタウン）の推進を目指している。

本業務は、プロスポーツチームが中心となり、他関係者を巻き込みながら、互いが新しいスポーツの価値について深く理解していくことで、地域の課題解決や地域活性化を推進していくための事業を創出することを目的とする。

3 業務履行場所

長野市内

4 業務履行期間

契約を締結した日から令和8年2月28日までとする。

5 業務の内容

業務の目的を踏まえて、以下の内容について実施すること。

(1) スポーツの新しい価値を理解・創出できる人材の育成

チームのビジョン等を踏まえ、チームのみならず、経済界や行政職員等、あらゆる関係者を対象としたワークショップ、セミナー等を開催。将来、チームと企業等が協働し地域課題の解決に向けた取組みを創出できるよう、素地を整えていく。

(2) 本市における「みる」スポーツの強化戦略策定

プロスポーツチームの興行をオリンピック・パラリンピック疑似体験の場として位置づけ、

開催都市としてのレガシー・DNAを次世代に継承し、スポーツ離れが著しい若者をターゲットにした、スポーツへの関心を高める効果的な戦略を策定する。

(3) その他、業務の目的を達成するために必要なサポートの実施

6 打合せ及び実施状況の報告

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、業務の実施内容や進捗状況の共有のため、当市と定期的に打合せを実施するものとする。なお、打合せ日程や打合せ方法（オンラインを含む）等については双方協議のうえ決定するものとする。
- (2) 受託者は、市から請求があったときは、業務の進捗状況等について報告するものとする。

7 成果物等

受託者は、令和8年2月28日又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、次の(1)から(3)の書類を、印刷物（A4カラー両面）及び電子データで提出すること。

- (1) 委託業務完了届 1部
- (2) 各業務の調査報告書、計画書等 正本1部 副本2部
- (3) その他、双方協議の上で定める書類

8 業務履行に当たっての留意事項

(1) 再委託の禁止

ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ウ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

(2) 労働環境の報告

ア 受託者は、長野市公契約等基本条例の内容について、業務従事者等へ周知するとともに、事務所等へポスターを掲示しなければならない。

イ 業務の一部を下請負事業者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結しなければならない。

ウ 受託者は、長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約締結後速やかに発注所管課へ提出しなければならない。この場合、業務の一部を下請負事業者等に履行させるときは、下請負事業者等の労働環境報告書を取りまとめて提出しなければならない。

(3) 守秘義務

ア 受託者は、本事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため
に利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写さ
せ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 著作権の取扱い

ア 本業務により新たに発生した著作権は、当市に帰属するものとし、当市は、受託者に事
前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有し
ていた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、
受託者に留保するものとし、この場合、当市は、権利留保物についての当該権利を独占的
に使用できることとする。

イ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著
作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾該著作物等の使用に必要な経費の負担及び
使用許諾契約等に係る一切の手続きを公契約等に係る一切の手続きを行わなければならな
い。

(5) 肖像権に関する事項

受託者は、本事業の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害
が生じないよう留意しなければならない。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、個人情報の保護に関する法
律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報
の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 その他

- (1) 業務内容に疑義が生じた場合には、受託者は速やかに市と協議し、その指示を受けること
とする。
- (2) 本仕様に記載のない事項は、市と受託者とで協議の上、決定することとする。